審查基準 · 標準処理期間整理票

処分の内容		博物館資料(写真等)の借用許可				
根拠法令及び条項		那覇市歴史博物館条例 第6条				
審査基準	■有(第3条第1項に該当する場合を含む。)					
	□無(根拠:第3条第2項第 号に該当)					
	公表 ■する □しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)					
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)					
	那覇市歴史博物館条例施行規則 第3条					
	別紙のとおり					
				T		
審査基準 設定年月日		平成18年 3月31日	審 査 基 準 最終変更年月日	年	月	日
1302 1701		■右(第5冬において淮H		 	<u></u> 会を今:	
標準処理期間		■有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(請求のあった日の翌日から起算して14日以内)				
		知前(請求のあった」の翌日から起鼻して14日以下 / □無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)				
		□無(依拠:弟)衆にわり		月24月第一万	(二談ヨ)	
標準処理期間 設定年月日		H26年12月25日	標準処理期間 最終変更年月日	年	月	日
所管部署		市民文化部文	化財 課			
備考						

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要が ない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

(資料の利用の手続)

- 第3条 資料を利用しようとする者又は利用許可を受けた事項を変更しようとする者は、市長が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書をあらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、記載事項を省略することができる。
 - (1) 氏名又は名称及び住所
 - (2) 資料の名称及び利用点数等
 - (3) 資料の利用の目的及び方法
 - (4) 利用の期日又は期間
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 寄託された資料又は他に著作権等のある資料を利用しようとする場合は、前項の 申請書に所有者又は著作権等の同意書を添付しなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、その適否を審査し、利用許可を 適当と認めるときは、利用許可書を交付するものとする。